

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

(ア) 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・心理・児童福祉・食品衛生・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・機械・電気・警察事務・情報処理・少年補導	昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者若しくは平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者	5月13日から 6月1日まで	6月28日	8月1日から 8月5日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 55問から20問自由選択 90分(行政・警察事務) 択一式及び記述式(情報処理) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面接(行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	建築・電気		11月30日から 12月22日まで	1月9日から 1月10日まで		教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問120分	人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A,B(出雲)・学校事務A,B(石見)・警察事務	[学校事務A] 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	7月27日から 8月28日まで	9月27日	10月25日から 10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許 職試験	司書	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者(取得見込み含む。)	7月27日から 8月28日まで	9月27日	10月25日から 10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
資格免許 職試験	臨床検査技師	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者(取得見込み含む)	7月27日から 8月28日まで	9月27日	10月25日から 10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	診療放射線技師	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む。)	同上	同上	同上	同上	同上
	保健師	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者(取得見込み含む。)	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採用試験	行政	昭和55年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者	5月13日から 6月1日まで	6月28日	7月25日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
地区別採用試験	一般事務(石見地区)・ 一般事務(隠岐地区)	昭和55年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者	5月13日から 6月1日まで	6月28日	7月25日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (10月採用・大学卒)試験	男性・女性	[男性・女性] 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む) 若しくは 平成5年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む)	3月11日から 4月13日まで	5月11日	6月14日から 6月15日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (大学卒)試験	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) 若しくは 平成6年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者(卒業見込者含む) [武道] 次のアまたはイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 平成元年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 平成6年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込者含む)	5月18日から 6月15日まで	7月12日	8月22日から 8月26日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

		ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者					
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性・ 武道	<p>[男性・女性] 昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。)</p> <p>[武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、平成28年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)</p>	7月27日から 8月28日まで	9月20日	11月2日から 11月3日まで	<p>教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ)</p>	<p>人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)</p>

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒
大 学 卒 業 程 度	行政	26	男	213	174		1	4	179	84.0%	48			48	48	14			14	7.8%	12.8	12
			女	82	60		1	61	74.4%	19			19	19	13			13	21.3%	4.7	11	
			計	295	234		1	5	240	81.4%	67			67	67	27			27	11.3%	8.9	23
	化学	2	男	16	14			14	87.5%	6			6	6	2			2	14.3%	7.0	2	
			女	4	3			3	75.0%				0									
	計	20	17			17	85.0%	6			6	6	2			2	11.8%	8.5	2			
	心理	2	男	7	5			5	71.4%	3			3	3	2			2	40.0%	2.5	2	
			女	12	11			11	91.7%	3			3	3			0	0.0%				
	計	19	16			16	84.2%	6			6	6	2			2	12.5%	8.0	2			
	児童福祉	3	男	7	6			6	85.7%	2			2	2	1			1	16.7%	6.0	1	
			女	6	4	1		5	83.3%	4			4	4	2			2	40.0%	2.5	1	
	計	13	10	1		11	84.6%	6			6	6	3			3	27.3%	3.7	2			
	食品衛生	4	男	2	2			2	100.0%				0									
			女	9	8			8	88.9%	3			3	3	3			3	37.5%	2.7	3	
計	11	10			10	90.9%	3			3	3	3			3	30.0%	3.3	3				
農業	8	男	21	15		1	16	76.2%	13		1	14	13	5			5	31.3%	3.2	5		
		女	8	6			6	75.0%	6			6	5	3			3	50.0%	2.0	2		
計	29	21		1	22	75.9%	19		1	20	18	8			8	36.4%	2.8	7				
畜産	2	男	3	3			3	100.0%	1			1	1	1			1	33.3%	3.0	1		
		女	2	2			2	100.0%	2			2	1	1			1	50.0%	2.0	1		
計	5	5			5	100.0%	3			3	2	2			2	40.0%	2.5	2				
林業	5	男	9	7		1	8	88.9%	5		1	6	4	3		1	4	50.0%	2.0	4		
		女	2	1			1	50.0%				0										
計	11	8		1	9	81.8%	5		1	6	4	3		1	4	44.4%	2.3	4				
水産	3	男	10	2		2	4	40.0%	2		2	4	4	1		2	3	75.0%	1.3	3		
		女	1	1			1	100.0%	1			1	1			0	0.0%					
計	11	3		2	5	45.5%	3		2	5	5	1		2	3	60.0%	1.7	3				
総合土木	18	男	39	32		1	33	84.6%	26		1	27	24	14		1	15	45.5%	2.2	15		
		女	4	4			4	100.0%	3			3	3	3			3	75.0%	1.3	3		
計	43	36		1	37	86.0%	29		1	30	27	17		1	18	48.6%	2.1	18				
建築	4	男	9	7			7	77.8%	7			7	7	4			4	57.1%	1.8	3		
		女	2	1			1	50.0%				0										
計	11	8			8	72.7%	7			7	7	4			4	50.0%	2.0	3				
機械	3	男	12	6			6	50.0%	3			3	3	2			2	33.3%	3.0	2		
		女	0																			
計	12	6			6	50.0%	3			3	3	2			2	33.3%	3.0	2				

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在				
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計	
大学卒業程度	電気	4	男女計	23 0	13			3	16	69.6%	9			1	10	10	6			6	37.5%	2.7	4		
	警察事務	6	男女計	29 29	25		1	1	26	89.7%	9			1	10	9	2			2	7.7%	13.0	1		
				男女計	58	46		1	1	48	82.8%	15		1	1	17	16	7			7	14.6%	6.9	5	
	情報処理	1	男女計	6 0	4		1	1	6	100.0%	2		1	1	4	4				1	1	16.7%	6.0	1	
				男女計	6	4		1	1	6	100.0%	2		1	1	4	4				1	1	16.7%	6.0	1
	少年補導	1	男女計	4 2	2				2	50.0%	2				2	2	1				1	50.0%	2.0	1	
				男女計	6	4				4	66.7%	2				2	2	1			1	25.0%	4.0	1	
建築 (1月実施)	2	男女計	5 1	3 1				3	60.0%	第2次試験なし				1				1	33.3%	3.0	1				
			男女計	6	4				4	66.7%	第2次試験なし				1				0	0.0%	4.0	1			
電気 (1月実施)	1	男女計	8 0	6			2	8	100.0%	第2次試験なし				2				2	25.0%	4.0	1				
			男女計	8	6		2	8	100.0%	第2次試験なし				2				2	25.0%	4.0	1				
合計		95	男女計	423 164	326	0	3	15	344	81.3%	138	0	2	7	147	140	61	0	1	4	66	19.2%	5.2	59	
			男女計	587	451	1	1	1	128	78.0%	47	0	1	0	48	46	30	0	0	0	30	23.4%	4.3	25	
			男女計						472	80.4%	185	0	3	7	195	186	91	0	1	4	96	20.3%	4.9	84	

第1次試験：6月28日 第2次試験：8月1日～5日

建築、電気（1月実施）1月9日～10日（第2次試験なし）

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他
高校卒業程度	一般事務	4	男	23		1	16	5	22	95.7%		1	10	3	14		1	5	6	27.3%	3.7	4	
			女	12		5	4	2	11	91.7%		3	1		4	3		1		1	9.1%	11.0	1
			計	35		6	20	7	33	94.3%		4	11	3	18	17		2	5	7	21.2%	4.7	5
	総合土木	5	男	11			7	2	9	81.8%			6	2	8			4	1	5	55.6%	1.8	4
			女	4				4	4	100.0%				4	4	3			2	2	50.0%	2.0	2
		計	15			7	6	13	86.7%			6	6	12	11			4	3	7	53.8%	1.9	6
	学校事務A (出雲地区)	9	男	76	44	2	8	8	62	81.6%	17			1	18	12	5			5	8.1%	12.4	4
			女	52	23	3	5	5	36	69.2%	4				4	4	4			4	11.1%	9.0	4
	計	128	67	5	13	13	98	76.6%	21			1	22	16	9			9	9.2%	10.9	8		
学校事務A (石見地区)	3	男	24	18		2	2	22	91.7%	6				6	6	3			3	13.6%	7.3	3	
		女	18	12		3	1	16	88.9%	2				2	1				0	0.0%			
	計	42	30		5	3	38	90.5%	8				8	7	3			3	7.9%	12.7	3		
学校事務B (出雲地区)	6	男	15		1	7	5	13	86.7%		1	3	5	9	8			1	1	7.7%	13.0	1	
		女	20		6	8	2	16	80.0%		1	3	2	6	6		1	3	1	5	31.3%	3.2	5
	計	35		7	15	7	29	82.9%		2	6	7	15	14		1	3	2	6	20.7%	4.8	6	
学校事務B (石見地区)	2	男	11			9	1	10	90.9%			5		5	5			2	2	20.0%	5.0	1	
		女	2		1	1		2	100.0%		1			1	1				0	0.0%			
	計	13		1	10	1	12	92.3%		1	5		6	6			2	2	16.7%	6.0	1		
警察事務	3	男	12			10	1	11	91.7%			10	1	11	10			4	4	36.4%	2.8	2	
		女	12		4	8		12	100.0%		3	6		9	7		2	3	5	41.7%	2.4	5	
	計	24		4	18	1	23	95.8%		3	16	1	20	17		2	7	9	39.1%	2.6	7		
合計	32	男	172	62	4	59	24	149	86.6%	23	2	34	12	71	63	8	1	15	2	26	17.4%	5.7	19
		女	120	35	19	29	14	97	80.8%	6	8	10	6	30	25	4	4	6	3	17	17.5%	5.7	17
	計	292	97	23	88	38	246	84.2%	29	10	44	18	101	88	12	5	21	5	43	17.5%	5.7	36	

第1次試験：9月27日 第2次試験：10月25日～10月27日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
資格免許職	司書	1	男	6	2	2			4	66.7%	2	1			3	3				0	0.0%			
			女	15	7	7			14	93.3%	3	1			4	4	1			1	7.1%	14.0	1	
			計	21	9	9			18	85.7%	5	2			7	7	1			1	5.6%	18.0	1	
	臨床検査技師	2	男	1	1				1	100.0%	1				1	1	1			1	100.0%	1.0	0	
			女	2	1	1			2	100.0%	1	1			2	2	1	1		2	100.0%	1.0	2	
			計	3	2	1			3	100.0%	2	1			3	3	2	1		3	100.0%	1.0	2	
	診療放射線技師	1	男	1	1				1	100.0%	1				1	1				0	0.0%			
			女	2		1			1	50.0%		1			1	1		1		1	100.0%	1.0	1	
			計	3	1	1			2	66.7%	1	1			2	2		1		1	50.0%	2.0	1	
	保健師	6	男	4	3				3	75.0%	3				3	3	1			1	33.3%	3.0	1	
			女	15	13	1			14	93.3%	11	1			12	10	7			7	50.0%	2.0	4	
			計	19	16	1			17	89.5%	14	1			15	13	8			8	47.1%	2.1	5	
	合計	10	男	12	7	2	0	0	9	75.0%	7	1	0	0	8	8	2	0	0	0	2	22.2%	4.5	1
			女	34	21	10	0	0	31	91.2%	15	4	0	0	19	17	9	2	0	0	11	35.5%	2.8	8
			計	46	28	12	0	0	40	87.0%	22	5	0	0	27	25	11	2	0	0	13	32.5%	3.1	9

第1次試験：9月27日 第2次試験：10月25日～10月27日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				計	受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				計	第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				計	最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他				
経験者	行政	5	男	86	59	1	3	1	64	74.4%	12			1	13	12	5				5	7.8%	12.8	4
			女	31	24	2	1		27	87.1%	3				3	3	3	1				1	3.7%	27.0
			計	117	83	3	4	1	91	77.8%	15			1	16	15	6				6	6.6%	15.2	5
	合計	5	男	86	59	1	3	1	64	74.4%	12	0	0	1	13	12	5	0	0	0	5	7.8%	12.8	4
			女	31	24	2	1	0	27	87.1%	3	0	0	0	3	3	1	0	0	0	1	3.7%	27.0	1
			計	117	83	3	4	1	91	77.8%	15	0	0	1	16	15	6	0	0	0	6	6.6%	15.2	5

第1次試験：6月28日 第2次試験：7月25日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				計	受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				計	第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				計	最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他				
地区別	一般事務 (石見地区)	1	男	12	6	1		1	8	66.7%	3			1	4	4	1				1	12.5%	8.0	1
			女	8	6			1	7	87.5%	5				5	5					0	0.0%		
			計	20	12	1		2	15	75.0%	8			1	9	9	1				1	6.7%	15.0	1
	一般事務 (隠岐地区)	1	男	2	1			1	2	100.0%	1			1	2	1					0	0.0%		
			女	4	3			1	4	100.0%	2			1	3	3	1				1	25.0%	4.0	1
			計	6	4			1	6	100.0%	3			1	5	4	1				1	16.7%	6.0	1
	合計	2	男	14	7	1	0	2	10	71.4%	4	0	0	2	6	5	1	0	0	0	1	10.0%	10.0	1
			女	12	9	0	1	1	11	91.7%	7	0	1	0	8	8	1	0	0	0	1	9.1%	11.0	1
			計	26	16	1	1	3	21	80.8%	11	0	1	2	14	13	2	0	0	0	2	9.5%	10.5	2

第1次試験：6月28日 第2次試験：7月25日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)				最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数			
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	計
警察官	大学卒 (10月採用)	18	男	73	51				51	69.9%	34				34	31	16			16	31.4%	3.2	14	
		2	女	5	2				2	40.0%	2				2	2	1			1	50.0%	2.0	1	
		20	計	78	53				53	67.9%	36				36	33	17			17	32.1%	3.1	15	
	大学卒	28	男	237	159				159	67.1%	120				120	77	37			37	23.3%	4.3	26	
		4	女	45	33				33	73.3%	12				12	8	5			5	15.2%	6.6	3	
		32	計	282	192				192	68.1%	132				132	85	42			42	21.9%	4.6	29	
	大学卒 (武道)	1	男	6	5				5	83.3%	5				5	5	1			1	20.0%	5.0	1	
		1	女	6	5				5	83.3%	5				5	5	1			1	20.0%	5.0	1	
	高校卒業程度	11	男	101		1	64	6	71	70.3%			37	2	39	35			16	16	22.5%	4.4	14	
		3	女	30		1	22	1	24	80.0%			9		9	9			5	5	20.8%	4.8	5	
	14	計	131		2	86	7	95	72.5%			46	2	48	44			21	21	22.1%	4.5	19		
高校卒業程度 (武道)	1	男	0																					
	1	女	0																					
合計		59	男	417	215	1	64	6	286	68.6%	159	0	37	2	198	148	54	0	16	0	70	24.5%	4.1	55
		9	女	80	35	1	22	1	59	73.8%	14	0	9	0	23	19	6	0	5	0	11	18.6%	5.4	9
		68	計	497	250	2	86	7	345	69.4%	173	0	46	2	221	167	60	0	21	0	81	23.5%	4.3	64

大学卒 (10月採用) ……第1次試験：5月10日、第2次試験：6月14日～15日

大学卒……………第1次試験：7月12日、第2次試験：8月22日～26日

高校卒業程度……………第1次試験：9月20日、第2次試験：11月2日～3日

(イ) 昇任試験

現在実施している昇任試験は、警察官の階級（警部・警部補・巡査部長）の各職への昇任試験のみであり、その実施については警察本部長に委任している。

（職員の任用に関する権限を委任する規則第2条第1項第6号）

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施通知日	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警部昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	7月1日	(法学試験) 8月7日 (1次試験) 9月2日	10月13日	(法学試験) 筆記試験3科目 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月1日	(予備試験) 8月18日 (1次試験) 10月1日	11月10日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者で、年齢40歳以上の者	7月1日	10月1日	11月10日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年(大卒者にあつては2年)以上の者	7月1日	(予備試験) 8月17日 (1次試験) 10月2日	11月11日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年(大卒者にあつては8年)以上の者で、年齢35歳以上の者	7月1日	10月2日	11月11日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第1次試験			第2次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	212	211	99.5	102	102	100.0	35	20	19.6	20
警部補昇任試験	一般	※ 227	※ 227	100.0	99	118	97.5	42	32	27.1	32
	専門	14	—	—	—	14	100.0	7	4	28.6	4
	計	※ 241	※ 220	100.0	99	132	97.8	49	36	27.3	36
巡査部長昇任試験	一般	※ 323	※ 323	100.0	117	127	98.4	54	45	35.4	45
	専門	6	—	—	—	6	100.0	3	1	16.7	1
	計	※ 329	※ 323	100.0	117	133	98.5	57	46	34.6	46
合計		※ 782	※ 754	99.0	318	367	98.7	141	102	27.8	102

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者22名。巡査部長予備免除者12名)

イ 選考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知 事 部 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	委 員 会 等	
職 員 の 任 用 に 関 関	第7条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	14 (10)	1 (1)	1 (1)	14 (14)	—	30 (26)
	第3条第3号 (海事職)	—	—	4	1	—	5
	第3条第4号 (研究職の2級以上)	4	—	1	—	—	5
	第3条第5号～7号、9～11号 (医療職)	8	53	—	—	—	61
す る 規 則	第7条第5号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	2 (2)	—	—	5 (5)	—	7 (7)
	第7条第6号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
	第7条第7号・8号 (競争試験を行うことが不適当な職)	5	4	—	1	—	10
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—
合 計		34 (12)	58 (1)	6 (1)	21 (19)	—	119 (33)

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

部 局		知事部局	病 院 局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職 種							
行 政 職	部・次長級	2	1				3
	課長級	3		1	1		5
	グループリーダー	2					2
	企画員						
	主任・主任主事・主任技師 ・主事・技師級	14	4		1		19
	計	21	5	1	2		29
公 安 職	警 視				4		4
	警部・警部補級				8		8
	巡査部長				6		6
	巡 査						
	計				18		18
海 事 職			4	1		5	
研 究 職	学 芸 員						
	研 究 員	4		1			5
医療職(一)	医 師	4	2				6
医療職(二)		4	5				9
医療職(三)			46				46
任期付職員		1					1
合 計		34	58	6	21		119

c 公開選考試験実施結果 (a及びbの一部)

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)	受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験受験者数	最終合格者数 (D)			最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 <small>H28.5.1現在</small>	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒		短大卒	高校卒	その他					計
選 考 試 験	研究員 (機械金属技術)	1	男女計	1	1			1	100.0%	1			1	1			0	0.0%		1次:6/28 ~6/29 2次:8/5
	研究員 (電子電気・ 応用物理技術)	1	男女計	8	6			6	75.0%	4			4	4	1		1	16.7%	6.0	1次:6/28 ~6/29 2次:8/5
	文化財研究員 (日本中世史)	1	男女計	11	7			7	63.6%	4			4	4	1		1	14.3%		1次:6/28 2次:8/6
	獣医師	10	男女計	4	3			3	75.0%	第2次試験なし			3			3	100.0%	3.0	2	8/7実施
				1	1			1	100.0%				1	100.0%	1.0	0				
	薬剤師	3	男女計	3	3			3	100.0%	第2次試験なし			2			2	66.7%	1.5	2	8/7実施
				2	2			2	100.0%				1	50.0%	2.0	0				
	身体障がい者対象 (一般事務)	2	男女計	3	1		2	3	100.0%	第2次試験なし			1		1	2	66.7%	1.5	1	10/18実施
				2	1		1	2	100.0%				1	50.0%	2.0	1				
	身体障がい者対象 (学校事務)	1	男女計	0						第2次試験なし										
				0				0												
	身体障がい者対象 (警察事務)	1	男女計	1			1	1	100.0%	第2次試験なし					1	1	100.0%	1.0	1	10/18実施
1					1	1	100.0%						1	100.0%	1.0	1	100.0%	1.0	1	
鳥獣対策	1	男女計	10	5		2	7	70.0%	3		1	4		2		2	28.6%	3.5	2	1次:10/18
			5	2		1	3	60.0%	2			2		0	0.0%				2次:11/15	
水産練習船乗組員 (航海)	3	男女計	2			1	1	50.0%	第2次試験なし					1	1	100.0%	1.0	1	10/18実施	
			0			1	1	50.0%						1	1	100.0%	1.0	1		
水産練習船乗組員 (通信)	1	男女計	1			1	1	100.0%	第2次試験なし					1	1	100.0%	1.0	1	10/18実施	
			0			1	1	100.0%						1	1	100.0%	1.0	1		

試験種類	試験区分	採用予定 人員	性別	受験申込 者数 (A)	受験者数 (B)				計	受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)				計	第2次試験 受験者数	最終合格者数 (D)				計	最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 H28.5.1現在	備考
					大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他			大学卒	短大卒	高校卒	その他					
選 考 試 験 （ 病 院 局 ）	看護師	(40)	男女 計	7	1		6	7	100.0%	第2次試験なし				6	6	85.7%	1.2	6	H27.8.15						
				63	35	1	1	24	61							96.8%	28	1	13	42	68.9%	1.5	36	~	
				70	36	1	1	30	68							97.1%	28	1	19	48	70.6%	1.4	42	H27.8.16	
	助産師	(4)	男女 計	5	4			4	80.0%	第2次試験なし				4	4	100.0%	1.0	4	H27.8.15						
				5	4			4	4							80.0%	4			4	100.0%	1.0	4	~	
	薬剤師	(3)	男女 計	3	3			3	100.0%	第2次試験なし				1	1	33.3%	3.0	1	H27.8.8						
				2	2			2	2							100.0%	2				2	100.0%	1.0	1	
	臨床心理士	(1)	男女 計	2	2			2	100.0%	第2次試験なし					0	0.0%			1	H27.8.15					
				4	4			4	4							100.0%	1					1	25.0%	4.0	1
	臨床検査技師	(1)	男女 計	2	2			2	100.0%	第2次試験なし				1	1	50.0%	2.0	1	H27.8.29						
9				8	1		9	100.0%	1									0		0.0%					
臨床工学技士 (第1回)	(1)	男女 計	3			2	2	66.7%	第2次試験なし					0	0.0%			H27.8.29							
			3			2	2	66.7%							0				0	0.0%					
臨床工学技士 (第2回)	(1)	男女 計	3	1		2	3	100.0%	第2次試験なし					1	33.3%	3.0	1	H27.12.19							
			3	1		2	3	100.0%							1				1	33.3%	3.0	1			
理学療法士	(1)	男女 計	2			2	2	100.0%	第2次試験なし				1	1	50.0%	2.0	1	H27.9.27							
			1			1	1	100.0%							0				0	0.0%					
社会福祉士	(1)	男女 計	3	1		1	2	66.7%	第2次試験なし					0	0.0%			H27.10.24							
			7	6			6	85.7%							2				2	33.3%	3.0	2			
診療情報管理士	(1)	男女 計	3			2	2	66.7%	第2次試験なし					0	0.0%			H27.10.24							
			6	2	2	1	1	6							100.0%	1				1	16.7%	6.0	1		
合計	(54)	男女 計	28	10	0	2	13	25	89.3%					3	0	0	7	10	40.0%	2.5	10				
			97	61	4	2	26	93	95.9%							37	2	0	13	52	55.9%		1.8	45	
				125	71	4	4	39	118	94.4%					40	2	0	20	62	52.5%	1.9	55			

(イ) 昇任選考

a 級別昇任者数

給料表	部局	知事部局	病院局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
	級						
行政職	9	1		1			
	8	2				1	
	7	1					
	6				1	4	
	5					3	
	4						
	3						
	2						
	計	4			1	1	8
公安職	9						
	8						
	7					9	
	6						
	5					18	
	4					26	
	3						
	2						
	計					53	
海事職	5						
	4						
	3						
	2						
	計						
研究職	5						
	4						
	3						
	2						
	計						
医療職(一)	4						
	3						
	2						
	計						
医療職(二)	7						
	6						
	5						
	4						
	3						
	2						
	計						
医療職(三)	7						
	6						
	5						
	4						
	3						
	2						
	計						
合計		4		1	1	61	

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成27年10月15日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(ア) 職員の給与等に関する報告

a 職員給与等の状況

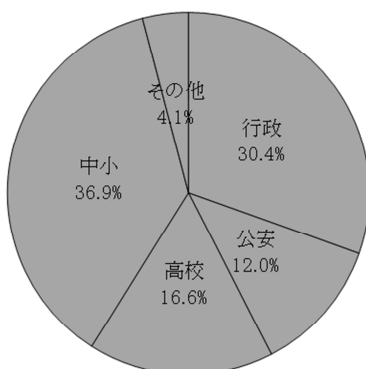
県職員の平成27年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

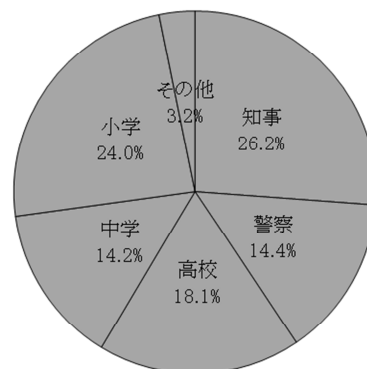
給料表	区分		職員数(構成比)		平均年齢		平均経験年数	
	平成27年	平成26年	平成27年	平成26年	平成27年	平成26年	平成27年	平成26年
行政職	3,796 (30.5%)	3,786 (30.4%)	44.2	44.3	22.7	22.9		
公安職	1,489 (12.0%)	1,491 (12.0%)	38.5	38.7	17.2	17.5		
海事職	43 (0.3%)	46 (0.4%)	40.7	41.0	20.6	21.0		
研究職	246 (2.0%)	243 (2.0%)	42.0	42.3	18.9	19.1		
医療職(1)	46 (0.4%)	43 (0.3%)	44.1	44.8	18.2	18.7		
医療職(2)	98 (0.8%)	100 (0.8%)	43.8	42.7	19.8	19.0		
医療職(3)	72 (0.6%)	70 (0.6%)	40.2	41.5	18.0	19.2		
高等学校教育職	2,062 (16.6%)	2,041 (16.4%)	44.5	44.4	21.8	21.7		
中学校及び小学校教育職	4,606 (37.0%)	4,637 (37.2%)	46.5	46.5	23.7	23.8		
合計	12,458 (100.0%)	12,457 (100.0%)	44.3	44.4	22.1	22.2		

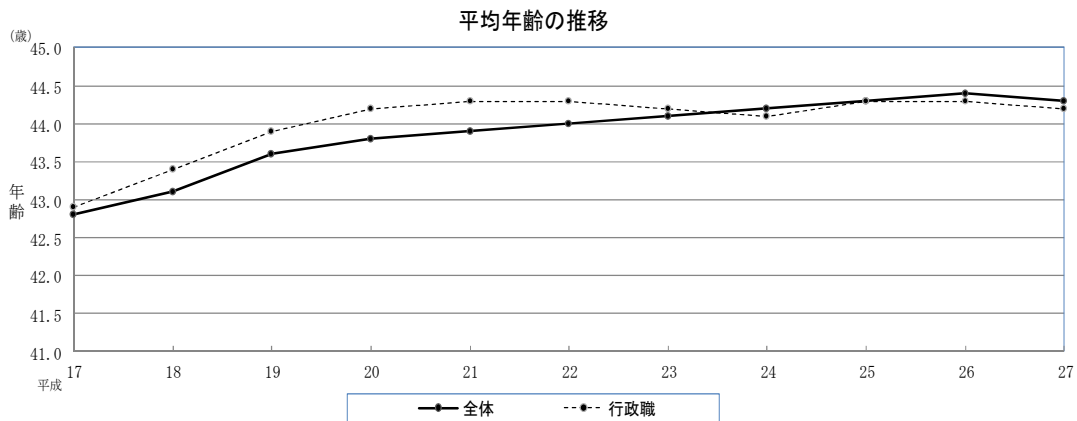
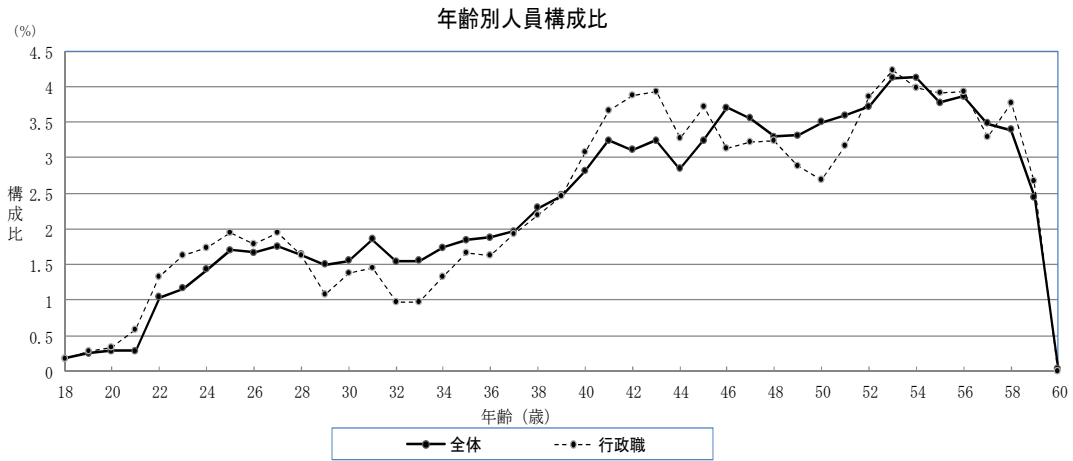
(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



部局別職員構成比





職員の平均給与月額の様況

区 分 項 目	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
	平成27年	平成26年	平成27年	平成26年
給 料	円 362,972	円 364,611	円 335,666	円 338,523
管 理 職 手 当	6,192	6,213	8,025	7,994
扶 養 手 当	10,156	10,430	10,921	11,429
地 域 手 当	469	463	557	572
住 居 手 当	3,919	3,761	2,802	2,681
特 地 勤 務 手 当	3,808	3,886	2,807	2,840
そ の 他	2,508	2,311	1,978	1,783
合 計	390,024	391,675	362,756	365,822

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む）及びへき地手当（準ずる手当を含む）の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

b 民間給与等の状況

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所256のうちから層化無作為抽出法により抽出した141事業所を対象に「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち135事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、95.7%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,632人及び医師等職種945人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

(a) 本年の給与改定等の状況

i 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で37.9%（昨年39.9%）、高校卒で33.8%（同36.2%）となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で45.1%（同80.4%）、高校卒で44.4%（同84.5%）、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で54.9%（同18.6%）、高校卒で55.6%（同14.4%）となっている。

ii 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は37.2%（昨年28.1%）、ベースアップを中止した事業所の割合は7.5%（同17.7%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は86.5%（同75.3%）、定期昇給を停止した事業所の割合は1.7%（同1.2%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が23.3%（同21.9%）、減額となっている事業所の割合が8.5%（同4.1%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	37.2 (28.1)	7.5 (17.7)	0.0 (0.0)	55.3 (54.2)
課長級	31.8 (24.5)	9.3 (20.8)	1.8 (0.0)	57.1 (54.7)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成26年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	88.2 (76.5)	86.5 (75.3)	23.3 (21.9)	8.5 (4.1)	54.7 (49.3)	1.7 (1.2)	11.8 (23.5)
課長級	87.4 (72.3)	85.7 (71.1)	21.0 (19.9)	7.5 (4.2)	57.2 (47.0)	1.7 (1.2)	12.6 (27.7)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成26年の割合である。

c 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で0.6%、松江市で0.2%とそれぞれ増加している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ145,470円、168,910円及び192,350円となっている。

d 都道府県職員の給与

先に総務省が公表した平成26年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.9であった。

本県のラスパイレス指数は97.6（平成25年105.5）となっており、全国でも低い水準となっている。

なお、平成25年の指数が100を超えているのは、国において平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に基づく給与減額支給措置が講じられていたことによるものであり、この措置がないとした場合の参考値は97.5である。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（平成26年4月1日現在）

指数分布区分	都道府県数
102以上	3
100以上102未満	19
98以上100未満	19
96以上98未満	4
94以上96未満	1
94未満	1
都道府県平均指数	99.9
島根県	97.6

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

e 人事院勧告の概要（省略）

f 職員給与と民間給与との比較

(a) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じく

する者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与368,693円に対して職員給与は367,705円であり、職員給与が988円（0.27%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 A - B ((A-B)/B×100)
368,693円	367,705円	988円 (0.27%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

(b) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の3.91月分に相当していた。これは、昨年(3.81月分)より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.80月)を0.11月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A - B)
3.91月分	3.80月	0.11月分

g 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(a) 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員(係員)で、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ9ポイント程度増加していることや、定期昇給の昇給額について昨年と比べて増額となった事業所の割合が増加していることなど、改善の傾向が見られた。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記(カ)①のとおり、職員給与が民間給与を988円(0.27%)下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年8月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行

う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

(b) 期末手当・勤勉手当

前記(カ)②のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.80月)は、民間事業所の特別給の支給割合(3.91月分)を0.11月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.10月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、平成28年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(c) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

(d) 地域手当について

県外事務所等に勤務する職員や医療職給料表(1)適用者に支給している地域手当の支給割合については、従来から国の支給割合に準拠していることから、人事院に準じた改定を行うこととする。

h 給与制度の総合的見直し

(a) 総合的見直しの概要

国においては、昨年の勧告で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを本年4月から実施している。

本県においては、50歳台の職員の給与水準が国と同様の傾向にあり世代間の給与配分の適正化を図る必要があること、また、国の給与制度を基本としていることなどから、国に準じて見直しを本年4月から実施しているところである。

(b) 平成28年度において実施する事項

国に準じ、平成28年度においては以下の手当について所要の措置を講ずることとする。

i 地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合については、平成28年4月1日から、職員の給与に関する条例に定める支

給割合とする。

ii 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額については、平成28年4月1日から、4,000円引き上げ、30,000円とする。

また、単身赴任手当の加算額の限度についても、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から、12,000円引き上げ、70,000円とする。

i その他の課題

(a) 配偶者にかかる扶養手当について

国においては、国家公務員の配偶者にかかる扶養手当について人事院に対し検討要請が行われていたが、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的であったことから、現時点では扶養手当の支給要件を見直す状況にはないものと判断し、今後、民間企業における家族手当の見直しの動向や税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について必要な検討を行うこととされている。

本県においては、制度・構造は国に準拠することを基本としていることから、国の扶養手当の支給要件等にかかる検討状況等について引き続き動向を注視していく必要がある。

(b) 再任用職員の給与について

国においては、本年の「職種別民間給与実態調査」により、民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について把握したところ、その給与水準は当該民間事業所の公的年金が支給される再雇用者と同じであるとする事業所が大半であったことから、引き続き、再任用職員の給与について、民間企業の再雇用者の給与の動向等を踏まえ、その在り方について必要な検討を行っていくとしている。

本県においても、本年の「職種別民間給与実態調査」により、島根県内の民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について把握したところ、国と同様の調査結果が得られた。引き続き、国における再任用職員の給与の在り方にかかる検討状況や民間企業の再雇用者の給与の動向等を注視していく必要がある。

(イ) 人事管理に関する報告

a 人事管理上の課題について

(a) 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまで試験制度の見直し・改善を行い、より多様な人材が受験しやすい環境を整えるとともに、より人物重視の試験制度としてきたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学での説明会を開催するなどの広報活動を行い、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、受験年齢人口の減少や民間指向等により、近年の受験者数は依然として減少傾

向にあり、特に、技術系職種の人員確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図っていくとともに、任命権者と協力して、より効果的な県の仕事の魅力等の情報発信を行うほか、受験年齢の拡大に伴い社会経験を有する者が受験しやすいよう初任給等の処遇を検討するなど、受験者の確保に取り組んで行く。

(b) 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要である。このためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出すための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

昨年5月に地方公務員法が改正され、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされた。任命権者においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、公平性・公正性、客観性・透明性を担保し、評価結果を処遇に反映しうる人事評価制度への見直しを行う必要がある。

(d) 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成に取り組んでおり、管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。

本年9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されたことも踏まえ、引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、キャリア形成や働きやすい環境整備を進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

(e) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要

な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

i 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であるが、依然として時間外勤務の恒常化が打開できていない状況にある。

このため、任命権者において、本年8月から、早期退庁の取組の徹底及びノー残業デーの徹底を重点取組事項として、これまで以上の勤務時間短縮に向けた取組が実施されているところである。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、業務改善や風通しの良い職場環境づくりの取組などを進め、業務の平準化が図られ、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

昨年6月に公表された経済協力開発機構（OECD）の国際教員指導環境調査で、日本の教員の勤務時間は参加国の中で最も長いとの結果が示され、本年7月には、文部科学省から、教育職員が子供と向き合える時間の確保を目指して、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」が公表されたところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っている状況にある。

これらの学校現場の特殊性も踏まえ、各学校においては、部活動休養日の設定、外部指導者の活用、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでおり、任命権者においては、昨年4月に県立学校に導入した校務支援システムの改善を行い、教育職員の事務的業務の効率化を進めることとしている。

文部科学省が示したガイドラインも参考にしつつ、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、時間外勤務の縮減に向けた機運の醸成や具体的な取組を行うとともに、適宜取組の検証を行い、教育職員の負担感・多忙感の解消に向けて、より取組の実効性を高める必要がある。

ii 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきた。

任命権者は、平成22年3月に「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定し、男性職員の育児休業等取得率（注）の目標を50%として取り組んだところ、平成26年度の取得率は知事部局等 33%、教育委員会42%、警察本部 25%であった。また、平成26年度中に新たに育児休業を取得した男性職員は6人であり、依然として少ない状況である。

昨年度の介護のための休暇の取得者数は、平成25年度の258人に対し昨年度は260人に増加した。

仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めて

いく必要がある。

(注) 育児休業等取得率は、育児休業（3歳未満）、育児短時間勤務（小学校就学まで）、部分休業（小学校就学まで1日1時間以内）、育児時間休暇（3歳未満1日60分以内）及び男性の育児参加のための休暇（産前・産後休暇中5日以内）を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

iii その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある。

また、本年8月から9月にかけて、職員の多様な働き方を支援することを目的として夏の朝型勤務の試行が実施された。

この取組の成果等について検証を行うとともに、国や他の都道府県の動向を注視しながら、適切な公務運営を確保しつつ柔軟な働き方が可能となるような勤務時間制度の導入について研究を行う必要がある。

(f) メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・退職者の割合が依然として高い状況にあつては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っているが、引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、労働安全衛生法の改正により新設されたストレスチェック制度を導入するなど、予防・早期発見から退職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

(g) ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

昨年度、知事部局において実施された職員へのアンケートによれば、過去1年間にハラスメントを受けたことがあると回答した職員の割合は、回答総数（1143人）の11.8%となっている。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われているところであるが、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

(h) 高齢期の雇用問題

昨年度から、公的年金の支給開始年齢が61歳に引き上げられたことに伴い、新たな再任用制度が

開始されたところである。

国家公務員については、昨年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の附則で、平成28年度までに定年の段階的な引き上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされており、今後こうした国等の動きを注視し、適切に対応する必要がある。

(i) 退職管理の適正の確保

昨年5月に地方公務員法が改正され、(3)で述べた能力・実績に基づく人事管理とともに、営利企業等に再就職した元職員による離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止する等の退職管理の適正の確保について規定された。

改正法の施行期日である平成28年4月1日までに適切な対応を行う必要がある。

(ウ) 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に向けて行われている措置とはいえ、当該措置後の職員給与は本来あるべき職員給与とは異なるものであることから、当該措置が解消され、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(エ) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(b) 諸手当

i 初任給調整手当について

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,300円とすること。

医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門

的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,500円とすること。

ii 勤勉手当について

平成27年12月期の支給割合においては、勤勉手当の支給割合を0.8月分（特定管理職にあつては、1.0月分）とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.425月分（特定管理職にあつては、0.525月分）とすること。

ただし、平成28年6月期以降の支給割合においては、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分ずつ（特定管理職にあつては、0.95月分ずつ）とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分ずつ（特定管理職にあつては、0.5月分ずつ）とすること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

平成27年12月期の支給割合においては、期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

ただし、平成28年6月期以降の支給割合においては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.5月分とすること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

平成27年12月期の支給割合において、期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

ただし、平成28年6月期の支給割合においては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.5月分とすること。

d 改定の実施時期等

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、a(b)iiの本文、b(b)の本文及びc(b)の本文については平成27年12月1日から、a(b)iiのただし書き、b(b)のただし書き及びc(b)のただし書きについては平成28年4月1日から実施すること。

(別記第1から第6まで省略)

(3) 勤務条件に関する要求の状況

平成27年度中において措置要求はなかった。

- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況
平成27年度中において不服申立はなかった。